

四日市市病院管理規程第5号

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月1日

四日市市病院事業管理者職務代理者

四日市市病院事業副管理者

蜂須賀 丈博

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程（平成18年病院管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料の調整額の支給) 第3条 (略) (1)・(2) (略) 2 (略) (1)・(2) (略)	(給料の調整額の支給) 第3条 (略) (1)・(2) (略) <u>(3) 看護補助者</u> 2 (略) (1)・(2) (略) <u>(3) 前項第3号に該当する職員 月額6,</u> <u>000円</u>

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。